

請 願 文 書 表

受理番号	請願5第2号	受理年月日	令和5年6月8日
紹介議員	こいで まあり		
件 名	目黒区が原告となっている裁判を取下げ、被告に謝罪することを求める請願		

【請願の趣旨】

1 訴訟記録の閲覧

目黒区は、東日本大震災で家を流され、宮城県気仙沼市から目黒区の区民住宅に避難して来た女性Aさん（前期高齢者）に対し、期限切れを理由に明渡し（現在は退去し明渡しの請求は取下げられた）と損害金約800万円の支払を求める裁判を起し、現在も裁判は進行中です（東京地裁民事第31部乙合議4F係係属：令和3年（ワ）第19641号）。この裁判の訴訟記録の閲覧メモを確認し、以下のとおり、目黒区の提訴自体が間違っている不当で不正義なものであることを確信しました。

目黒区長は、「係争中」であることを理由にこの裁判についての説明を一切拒否して来ましたが、自ら提訴したのです。目黒区は当事者であって、「係争中」を理由に説明を拒否することはできません。誠実に説明すべきです。

2 不当な提訴であること

(1) 住居の指定は目黒区であること

Aさんと夫（故人）は、気仙沼市と友好都市である目黒区の職員に誘われ目黒区を頼って避難して来ましたが、入居住宅はいずれも目黒区が指定したもので、Aさんらが選んだものではありません。月額19万2500円もする区民住宅に住むよう指定したのは目黒区であり、Aさんらは家賃額も知らされていませんでした。

(2) 区営住宅の提供を怠ったこと

東京都など他の自治体が公営住宅をみなし仮設住宅として提供し応急仮設住宅としたのに反し、目黒区は、区営住宅をみなし仮設住宅に使いませんでした。国交省は、各自治体に対し、避難者向け公営住宅を一時的に活用することを求め、入居者資格が整った者には、その後必要に応じてそのまま公営住宅への特定入居を認めるよう通知したのですが、目黒区は、この通知に従わなかったのです。2017年当時のAさんの収入だと区営住宅の月額使用料は2万9000円で足りませんでした。

(3) 区営住宅の空きはあったこと

目黒区は、当時区営住宅に空きがなかったと裁判で主張しています。しかし、目黒区の「都市整備事業概要（令和3年度実績）」には、入居数と退去数が挙げられ、空きがあったことは明白です。

(4) 打ち切り後の支援がなかったこと

2018年3月、災害救助法に基づく応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の提供が打ち切りとなりましたが、他の自治体では打ち切りの際支援措置（代替措置）が図

られたのですが、目黒区はそのような支援措置を取りませんでした。

(5) 過酷な明渡しの要求

2017年4月、Aさんの夫が脳梗塞を発症し、翌年1月には、肝臓がんで入院しました。その他、廃用症候群等にも罹患しており、退去するにもできなかったのです。しかし、目黒区の担当者は、「何が何でも出てもらわないと困る」との対応で、Aさんの窮状に配慮することはなく、頻繁に退去を求める電話を繰り返し、Aさんを苦しめました。

(6) 住宅セーフティネット法違反

目黒区は、住宅セーフティネット法に基づき、「第6次 住宅マスタープラン」を2018年3月に策定しており、「基本目標2 住宅セーフティネットの確保」として、「住宅確保要配慮者に対する区営住宅・福祉住宅の活用」を謳っていますが、目黒区自身がこれに反したことをしているのです。

(7) 権利の濫用

目黒区の提訴行為は、民法1条3項の「権利の濫用は、これを許さない」に反しています。

(8) 国際規約・憲法違反

目黒区の行為（作為不作為）は、国際人権法に違反しています。また、憲法13条（幸福追求権）、22条（居住権）、25条（生存権）、98条2項（条約・国際法規の遵守）にも違反しています。

(9) 目黒区の恥であること

東日本大震災の被災者であるAさんを目黒区は邪険に扱い、無理矢理追い出し、年金額約6万円のAさんに対し、800万円もの支払を求めているのです。しかも、この訴訟は目黒区議会の全員一致で可決したのです。目黒区の恥ではありませんか！ 過ちては則ち改むるに憚ることなかれ。

(10) Aさんの生の訴え

Aさんは裁判所に「陳述書」を提出しましたが、最後にAさんのこの生の声のほんの一部を紹介します。

「津波の被害に遭い、病気の夫のためにとまって目黒区に避難したのです。800万円を超える損害金は、津波で家も仕事も全て失い、病気で夫を失った私には、とても払えるものではありません。そもそもそんな高額の家賃の住宅に住んでいるとは知らなかったのです。目黒区住宅課の〇〇さんには「居座っている」と言われました（中略）。収入も少なく、また、戻る場所もなく被災している私は、転居先が見つからなければ、転居することもできません。居座りたいわけではありません。それなのに、私の訴えには聞く耳を持たず、ただ『居座っている』と言いつたてられることは、あまりに理不尽で、涙が出ました」。

【請願事項】

被告に対する約800万円を請求する訴訟を取下げ、被告に謝罪することを求めます。